

令和 2 年度

PTA 連合会 運営補助金

評価表

NO.

63

所管部課名	社会教育課		担当者	神園 芳美				
事務事業名	成人教育事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	1,083 千円	国県支出金	0 千円	一般財源	1,083 千円	その他	0 千円	
		その他の内容						
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	指導者養成事業への参加者数			40人		令和 7 年度		
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市 P T A 連合会							
補助対象経費	賃金、旅費、需用費、活動費、備品費、市長が特に必要であると認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市家庭教育学級・P T A 合同研修会、市 P T A 母親部研修会、父親研修会の企画運営 ・青少年育成の日のつどい事例発表 ・県 P T A 研究大会、九州ブロック P T A 研究大会、全国 P T A 研究大会参加費 他 							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3 年 の事業 決算 状況 等の	項目	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		
		金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	1,807,412	55.2%	2,388,355	58.9%	2,369,261	60.1%
		会費収入	1,251,320	38.2%	1,853,040	45.7%	1,821,600	46.2%
		事業収入	291,592	8.9%	285,315	7.0%	278,661	7.1%
		寄付金・その他助成	264,500	8.1%	250,000	6.2%	269,000	6.8%
		市補助金	1,083,000	33.1%	1,083,000	26.7%	1,083,000	27.5%
		県 P 補助金	92,630	2.8%	95,000	2.3%	95,000	2.4%
		繰入金		0.0%	200,000	4.9%		0.0%
		(前年度繰越金)	291,177	8.9%	288,460	7.1%	397,775	10.1%
	計	3,274,219	100.0%	4,054,815	100.0%	3,945,036	100.0%	
	支出	事業費	1,048,701	32.0%	1,403,791	34.6%	1,306,505	33.1%
		人件費	912,260	27.9%	912,260	22.5%	912,260	23.1%
		その他事務費	481,078	14.7%	474,361	11.7%	453,498	11.5%
		会議費	20,960	0.6%	32,308	0.8%	26,710	0.7%
		県 P 負担金	302,760	9.2%	804,320	19.8%	792,160	20.1%
		積立金	220,000	6.7%	30,000	0.7%	30,000	0.8%
		(翌年度繰越金)	288,460	8.8%	397,775	9.8%	423,903	10.7%
		計	3,274,219	100.0%	4,054,815	100.0%	3,945,036	100.0%
	支出計/前年度支出計			123.8%		97.3%		
自己資金/前年度自己資金			132.1%		99.2%			
翌年度繰越金/市補助金	26.6%		36.7%		39.1%			
交付件数	1 件		1 件		1 件			
成果指標の推移①	52 人		50 人		61 人			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】 「現状のまま継続」</p> <p>【前回評価への回答】 指摘事項「特になし」</p> <p>【事業の PR 方法】 県 P T A 新聞の購読及び単位 P T A を通した単独事業への参加依頼</p> <p>【費用対効果】 会員の「親」としての意識啓発が年間を通して図られている</p> <p>【補助事業以外の事業】 市ほか行政機関の委員活動</p> <p>【その他】 構成会員が常に変わるため、役員人事は安定していない</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	対象者は児童・生徒の保護者という特定の団体であるが、結果的に保護者が所属する社会全体の資質向上・人材育成等に寄与する事業である。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	子ども達の支援を展開するには、PTAとして保護者による支援が必要であり、継続的な一定の補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	母親部研修会、父親研修会、家庭教育学級・PTA合同研修会等の開催を通じて、会員の資質向上及びPTA活動の充実が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	保護者自ら事業を行うことで、当該者意識が醸成されるなど、大きな効果を得られる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	限られた予算の中で事業を展開するには、補助金の交付以外は考えにくい。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率の定めはないが、事業内容を勘案して妥当と思われる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 子ども達の支援を展開するには、PTAとして保護者による支援が必要であり、今後も運営の助言、活動費の補助を継続していく。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ ・活動員運営費の補助金交付 ・適切な助言と指導者養成事業への協力		≪まとめ≫

P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 交 付 要 領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 103 号）第 2 条の表に掲げる P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 関 連 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

(補助事業等の要件)

第 2 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 に 係 る 補 助 事 業 等 は、次 の 各 号 に 定 め る 要 件 を 満 た す も の で な け れ ば な ら ない。

- (1) 薩摩川内市 P T A 連 合 会 の 運 営 を 円 滑 に 行 う た め に、連 合 会 維 持 等 に 必 要 な も の で あ る こと。
- (2) 薩摩川内市 P T A 連 合 会 が 作 成 し た 事 業 計 画 に 基 づ き、各 種 事 業 を 実 施 す る も の で、市 内 小 中 学 校 及 び 高 等 学 校 の P T A 活 動 の 振 興 ・ 発 展 を 図 る も の で あ る こと。
- (3) 前 2 号 に 掲 げ る も の の ほ か、特 に 必 要 と 認 め ら れ る 場 合。

(補助金の額)

第 3 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 額 は、予 算 で 定 め る 額 以 内 と す る。

(補助対象経費)

第 4 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 は、次 の 各 号 に 掲 げ る 経 費 に つ い て 交 付 す る。

- (1) 賃金
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 活動費
- (5) 備品費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

(交付の申請)

第 5 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 交 付 の 申 請 に 係 る 規 則 第 5 条 の 市 長 が 別 に 指 定 す る 日 は、毎 年 8 月 1 日 と す る。

2 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 交 付 の 申 請 に 係 る 規 則 第 5 条 第 3 号 の 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類 は、 次 の 各 号 に 掲 げ る も の と す る。

(1) 連 合 会 組 織 図

(2) 前 号 に 掲 げ る も の の ほ か、 特 に 必 要 で あ る と 認 め ら れ る 書 類

(交 付 の 基 準)

第 6 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 交 付 の 決 定 は、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 に は、 こ れ を 行 わ な い。

(1) 当 該 補 助 事 業 等 が 第 2 条 の 要 件 を 満 た さ ない 場 合

(2) 当 該 申 請 者 に P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 を 交 付 す る こ と が 適 当 で な い と 認 め ら れ る 場 合

(実 績 報 告)

第 7 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 実 績 報 告 に 係 る 規 則 第 1 5 条 第 3 号 の 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類 は、 次 の 各 号 に 掲 げ る も の と す る。

(1) 会 議 開 催 記 録

(2) 前 号 に 掲 げ る も の の ほ か、 特 に 必 要 で あ る と 認 め ら れ る 書 類

(効 果 の 測 定)

第 8 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 効 果 (条 例 第 4 条 第 2 項 第 1 号 の 効 果 を い う。) は、 事 業 の 項 目 及 び 内 容 並 び に そ の 実 施 に よ る 成 果 等 を 用 い て 測 定 す る も の と す る。

(補 助 事 業 者 等 の 責 務)

第 9 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 交 付 を 受 け た 補 助 事 業 者 等 は、 本 市 の 教 育 行 政 諸 施 策 の 円 滑 な 実 施 に 積 極 的 に 協 力 す る よ う 努 め る も の と す る。

(そ の 他)

第 1 0 条 こ の 要 領 に 定 め る も の の ほ か、 必 要 な 事 項 は、 教 育 部 長 が 別 に 定 め る。

附 則

1 こ の 要 領 は、 平 成 1 9 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

2 薩 摩 川 内 市 補 助 金 等 基 本 条 例 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 見 直 し に つ い て は、 平 成 2 1 年 度 に お い て 検 討 を 行 い、 そ の 結 果 に 基 づ い て、 平 成 2 2 年 度 に お い て 所 要 の 措 置 を 講 ず る も の と す る。